

はじめに

京都府では、災害時に保健師が被災者の健康管理を迅速・適切に行うために、平時の保健師活動の体制整備や、災害の種類や規模・フェーズに応じた発災直後から復興期までの活動内容の実際をまとめた「京都府災害時保健師活動マニュアル」を平成30年3月に作成いたしました。

これまで、平成7年1月の阪神淡路大震災をはじめ、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震、平成30年台風15号に府保健師を派遣し活動しました。（一部府栄養士、市町村保健師合同チーム）また、京都府内においても、府北部での相次ぐ豪雨災害（平成16、25、26、29年、令和5年）、府南部での豪雨災害（平成24年）により多くの家屋や道路の浸水・土砂災害等により広範囲にわたる被害を受けたことから、そのたびに保健師チームを編成し、被災市町村保健師とともに、二次的健康被害の予防と日常生活への早い復旧を目指して保健師活動を行ってきました。

近年においても、地震、豪雨等による水害や噴火等の自然災害が全国的かつ頻繁に発生しており、新型コロナウイルス感染症のまん延を受けて感染症対策を強化した避難体制の変更、要配慮者に対する個別避難計画策定の努力義務化など、社会情勢の変化による関係法令・通知の改正に加え、多様な災害支援チームによる活動との連携、ICTを活用した情報集約化の進展等新たな課題も明らかになっているところです。

これらの経緯を踏まえ、本府のマニュアルについても、大規模災害時における保健師の活動に主眼をおきつつ、協働して保健医療福祉活動を担う行政職員や関係者との連携体制や受援体制を含めた体制整備や、平時から本庁・保健所・市町村の統括保健師のネットワークの活用、関係部署との協議を通じて組織として対応していく道筋などを追記し「京都府災害時保健活動マニュアル」として改訂することといたしました。

改訂作業の最中に「令和6年能登半島地震」が発災し、京都府及び府内市町村がチームとなって保健師・栄養士を派遣し被災地支援を行いました。改めてマニュアルの手順のひとつひとつを被災地に思いを馳せながら見直す機会となりました。

災害による「防ぎえる死と二次的健康被害の最小化」をめざして、本マニュアルが、災害時の保健活動の更なる推進の一助となり、関係者が平時からともに研鑽し、災害対応力を身につけるよう努力していく一助となれば幸いです。

令和6年3月

京都府健康福祉部統括保健師長 勝山久美子

